

建設工事等における不備な入札金額見積内訳書の取扱い

1 入札額に相違があった場合

入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）の合計金額と、紙による入札書に記載された入札額又は埼玉県電子入札共同システムに入力された入札額（以下「入札額」という。）に違いがあった場合、いかなる場合でも入札額を当該入札の金額とする。

2 内訳書の提出を求めた場合における内訳書の未提出

発注者が入札書の提出時に内訳書の提出を求めた場合、次の場合は内訳書の未提出として、当該入札参加者の入札は公告又は指名通知に示す事項に反した入札とし、各入札執行要綱の規定により当該入札を原則無効とする。

- （１）内訳書の全部が提出されていない場合。
- （２）内訳書の一部が提出されていない場合。
- （３）内訳書として提出されたものが、明らかに当該入札の内訳書と関係のないものと発注者が判断した場合。
- （４）内訳書に記載された工事名、工事場所、直接工事費の内訳（工種名）及び合計金額等から、明らかに他の工事の内訳書と発注者が判断した場合。
- （５）内訳書に記載された入札参加者の所在地、名称・商号及び代表者名から、明らかに当該内訳書が入札書を提出した者と異なる者の内訳書と発注者が判断した場合。
- （６）上記（１）から（５）以外で発注者が「内訳書の未提出」と判断した場合。

3 「不備な内訳書」

「不備な内訳書」は次のものとし、各入札執行要綱の規定により当該内訳書を提出した者の入札を原則無効とする。

- （１）上記２（５）に規定する他社の内訳書と一緒に提出された内訳書
- （２）複数の内訳書が提出された場合、その内訳書の合計金額が異なる場合の各内訳書
- （３）合計金額だけが記載された内訳書
- （４）数値的判断基準を設定している入札で、数値的判断基準の対象金額のいずれかが未記入の内訳書
- （５）内訳書の合計金額の内訳の部分において、発注者が「必ず記入」とした欄に金額が記載されていない内訳書
- （６）工事名、工事場所の欄に記載がない内訳書

- (7) 入札参加者の所在地、名称・商号、代表者名の欄に記載がない内訳書
- (8) 上記(1)から(7)以外で発注者が「不備な内訳書」と判断した内訳書

4 その他

- (1) 各入札試行要綱の規定により入札参加者がいったん提出した内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。
- (2) 委託・物品調達等の内訳書に関する取扱いについては、「工事名」を「委託名」等と読み替えるなど適時読み替えて適用する。

「各入札執行要綱」とは、次の要綱をいう。

- ・ふじみ野市建設工事制限付一般競争入札試行要綱
- ・ふじみ野市建設工事等請負一般競争入札(事後審査型)実施要綱
- ・ふじみ野市建設工事請負等指名競争入札参加取扱要綱

附 則

- 1 この取扱いは、令和元年5月23日以降に公告又は指名通知等を行う入札(随意契約の見積書徴収を含む。)から適用する。
- 2 この取扱いは、令和7年12月1日以降に公告又は指名通知等を行う入札(随意契約の見積書徴収を含む。)から適用する。